

公告

県営北城南部地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和8年3月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営北城南部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年3月6日から令和8年3月25日まで
- 3 縦覧の場所
長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課